

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育(6時間)ご案内

労働安全衛生法改正により、事業者には、墜落・転落による労働災害を防止する為に、高さが2メートル以上の箇所であって、フルハーネス型安全帯(墜落制止用器具)を用いて行う作業には、「特別教育」を行うことが義務づけられました。当協会では、この改正に基づき、インストラクターの資格を持つ講師による「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育(学科・実技)」を開催しています。ぜひお申し込みください。

記

1 日時及び会場 会場：清水テルサ 静岡市清水区島崎町223(電話054-355-3111)

1回目 令和8年5月29日(金) 9時30分～17時

2回目 令和8年10月8日(木) 9時30分～17時

2 特別教育(学科・実技)の科目

受講対象者：満18歳以上の者(未経験者も可)

学科「作業に関する知識 墜落制止用器具に関する知識 労働災害の防止に関する知識 関係法令」
法定4科目の 4.5時間

実技「墜落制止用器具の使用方法」の 1.5時間

3 受講料(消費税、テキスト代含む)

清水協会員：11,700円 それ以外の方：12,700円

4 申込方法

(1) 受講申込書に所要事項を記入の上、受講料を添えて2週間前までに、当協会(清水労働基準協会)へお申し込み下さい。引換えに受講票をお渡します。

(2) 協会窓口での申込みが困難な方は、申込書をFAXでお送り下さい。申込書の内容等を確認後、振込銀行口座等を記載した文書をFAXまたはメールにてお送りします。

※ 振込手数料、受講票・領収書の返信用封筒及び郵送料は申込者でご負担願います

(3) 申込後の取消しは、開催日の7日前までに受講票、領収書の返却された場合に限り受講料をお返しします。また、受講者の変更は開催日の7日前までにご連絡下さい。

5 修了証の交付

受講者には「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育修了証」を、また、事業所には「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育修了証明書」を交付します。

6 持参するもの(テキストは会場でお渡します)

受講票、筆記用具、

※昼食は各自でご用意ください

★フルハーネス型墜落制止用器具をお持ちの方はご持参ください。(新規格でなくても構いません)

7 実技教育

「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業」の実技教育を実施しますので、法的には、事業所においての教育は必要ございません。

8 受講のお申し込み・問合せ

清水労働基準協会(静岡市清水区万世町2-7-4) TEL・FAX 054 (351) 4584

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
申込書

講習日 月 日

(コピー使用可)

| 受講者氏名 | 生年月日 | 現住所 |
|-------|-----------------|-----|
| ふりがな | 昭和・平成 . . | 〒 |
| ふりがな | 昭和・平成 . . | 〒 |
| ふりがな | 昭和・平成 . . | 〒 |
| ふりがな | 昭和・平成 . . | 〒 |

令和 年 月 日

事業所の名称

〒 -
所在地

電話番号
FAX番号

担当者部署名
担当者氏名
メールアドレス

会員非会員の別：清水協会員・() 労働基準協会 ・ 非会員 (○をしてください)

清水労働基準協会 御中

※ 個人情報の取扱いについて・・・ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、
申込いただいた講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい。

月 日 支払予定 (振込・持参)